安城市市民参加条例のしくみ

「市民参加」とは、
市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動することです。

この条例は、市民参加の基本的な事項を定めることにより、市民参加の推進を図り、**市民が主役の自治の実現**を目指しています。

この条例により、市民が積極的に市政へ参加するために、安城市は**市民参加の機会を積極的かつわかりやすく提供**し、市民の意向の把握と施策への反映に努めます。

基本原則

1. **市民参加の機会を保障**
   市民参加は、市民に等しくその機会が保障されることにより行われるものとする
2. **相互理解と尊重**
   市民参加は、市民及び市が互いの役割を理解し、尊重することにより行われるものとする
3. **情報の提供と共有**
   市民参加は、市民及び市が情報を互いに提供し、共有することにより行われるものとする

市民の責務

1. **市政への関心と市民参加への理解**
2. **発言と行動に責任を持ち、自主的かつ積極的に参加**
3. **市民相互の意見を尊重し、市全体の利益を考慮**

市の責務

1. **市民参加の機会の積極的な提供**
2. **市政に関する情報をわかりやすく提供**
3. **市民の意向の把握と施策への反映**

市民参加の対象

1. 市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
2. 総合計画又は市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
3. 広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
4. 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更

除外事項

1. 軽易なもの
2. 緊急なもの
3. 法令等の基準があるもの
4. 市内部の事務処理
5. 市税の賦課徴収に関するもの

たとえば・・・
- 災害や不慮の事態が起きて緊急性・迅速性が求められる場合
- 戸籍など法令等によって一定の基準が定められている場合

市民参加の方法

1 審議会

- 委員の公募
- 委員名簿の公表
- 会議の公開
- 会議録の公表等

審議会の情報は、安城市のホームページで随時お知らせします。

審議会は、傍聴することができます。（非公開の審議会を除く）

2 パブリックコメント

- 目的、意見の提出方法等の公表
- 意見提出期間は 30 日以上

パブリックコメントとは・・？
市が公表した施策等の案に対し、市民から意見を求めて、その意見の概要及び市の対応を公表する制度です。

3 市民説明会

4 ワークショップ

参加者同士が問題解決のために議論や共同作業を行い、施策に対し理解を深めたり、意見を述べる研究集会

5 その他

アンケートなど

市民政策提案手続

- 市民自ら政策を提案できる制度
- 提出された提案について検討した結果を公表

市民参加の対象事項の範囲で、10人以上の市民の署名が必要となります。

審議

審議

（推進体制）

委員構成
公募市民、学識経験者等の１５人以内で構成

市民参加推進評価会議

審議事項
条例の運用に関する事項
条例の見直しに関する事項
市民参加の実施状況の評価に関する事項
その他市民参加の推進評価に関する事項

意見の集約

意見の取り扱い

- 総合的多面的に検討します
- 検討結果の公表します

実施状況及び実施予定の公表

毎年度、市民参加の実施状況及び実施予定をとりまとめてホームページで公表します。

広　聴

- 市民の意向の把握に努めます
  （手紙、電子メール、直接的な対話等）

見直し

- 社会情勢及び市民参加の状況に応じて条例を見直します

市民参加の推進強化 !!

目　標

市民が主役の自治の実現